

# 研究実施上遵守すべき 法令・ルール（共通）

『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』  
（グリーンブック） 13,30-31

- 研究に関する法令や規程、ガイドラインを熟知し、訓練を受け、遵守する



## 人を対象とする研究

人格、人権を尊重し、十分な説明を行い、約束を守り、不利益が利益を上回らないようにする



## 動物を扱う研究

苦痛を可能な限り抑え、動物の貢献が無駄とならないよう、真摯な態度で臨む



環境に影響を与えうる研究  
危険物を扱う研究 など

- 研究に関連する法令等の例



クローン技術規制法

特定胚の取扱いに関する指針

クローン・キメラ・ハイブリッド個体産生につながる研究を規制



個人情報保護法

取得したデータの取扱い



動物の愛護及び管理に関する法律

実験動物の使用、適正な飼育・保管など

- 研究・教育・学会活動
  - － 人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによってバイアスを設けない
  - － 科学的方法に基づき公平に対応する
  - － 個人の自由と人格を尊重する
  
- 自らが関わる研究、審査、評価、判断、科学的助言などの場
  - － 個人と組織、異なる組織間の利害の衝突
  - － 個人の持つ複数の使命の間での衝突

# 参考

- 『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』（グリーンブック）  
13,30-31